

地域公共交通活性化協議会について

(規約等制定, 役員選出, 平成28年度予算)

平成28年3月24日

柏市地域公共交通活性化協議会

目次

☑ 地域公共交通活性化協議会について	☑ P3～P4
☑ 地域公共交通活性化協議会規約等の制定について	☑ P5
☑ 地域公共交通活性化協議会役員について	☑ P6
☑ 地域公共交通活性化協議会平成28年度予算について	☑ P7

地域公共交通活性化協議会について

これまで

- ・現行のバス交通網整備計画では、策定委員会を設立し計画を策定。
- ・市が主体となるコミュバスやデマンド交通事業では、地域公共交通会議に諮ったうえで運行。

現在

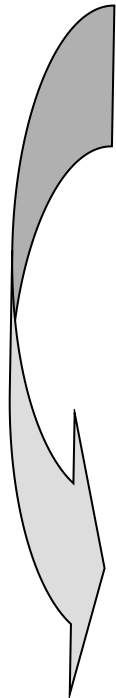
- ・公共交通活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通網形成計画の策定を進めるために同法に定める法定協議会を設立することとしており、同種の協議会が複数存在することとなります。

こうしたことから

- ・同法に基づく法定協議会である地域公共交通活性化協議会を設立のうえ、地域公共交通会議を統合し、本市の交通施策に関する協議を計画から事業の実施まで一体的に行っていくことといたします。

地域公共交通活性化協議会について

【協議事項】



地域公共交通網形成計画に関すること

地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送に関すること

協議会の目的達成に必要な事項

【当面のスケジュール】

地域公共交通網形成計画の策定に向けた協議を行います（平成28年度～平成29年度を予定）

※ただし、地域の実情に応じた乗合旅客運送に関する協議を案件に応じて都度実施します。

地域公共交通活性化協議会規約等の制定について

ポイント

- 市の設置要領で、当該協議会の設置を定義。
- 全般的なことを「柏市地域公共交通活性化協議会規約」で規定し、各詳細をそれぞれの規程で位置付け。
- 委員任期は2年だが再任は可能としている。
- また、事前の届出により代理出席も可能とし、会議では委員と同様の権限がある。
- 具体の規程として、当会議の運営、及び事務局に関すること、さらには財務に関することを設定。

地域公共交通活性化協議会役員について

- 協議会規約第6条第1項の中で、会長及び副会長を委員の中から選任する旨を位置付け。
⇒ 会長、及び副会長各1名を選任
- 出納監査は、会長が指名する委員が行う旨を規程。
⇒ 監査委員2名を選任。

平成28年度協議会予算について

- 協議会財務規程第2条第2項の中で、年度開始前に協議会に諮り、承認を得るものと規定されている。